

福井県報

第 289 号
令和 6 年
3 月 12 日(火)
火 曜 日 発 行

目次

(※は県例規集登載事項)

規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(一・人事課)……………二
- ※福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(二・道路保全課)……………二

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録(九〇・長寿福祉課)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更(九一・障がい福祉課)……………三
- 国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令第十条等に規定する知事が定める数(九二・健康政策課)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(九三・農村振興課)……………五
- 土地改良区の合併の認可(九四・同)……………五
- 保安林の指定の予定(九五・森づくり課)……………五
- 道路の供用の開始(九六・九七・道路保全課)……………五
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(九八・河川課)……………六
- 都市公園の供用の開始(九九・都市計画課)……………六
- 住宅確保配慮者居住支援法人の指定(一〇〇・一〇一・建築住宅課)……………六
- 道路の位置の指定(一〇二・嶺南振興局)……………六

※物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示

公告

- (一〇三・会計課)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(東京事務所)……………八
- 令和六年度製菓衛生師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………一〇

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課)……………一一
- 土地改良区の役員の内退(丹南農林総合事務所)……………一二
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一二
- 都市計画区域マスタープラン改定(案)に関する公聴会の開催(都市計画課)……………一三
- 県営土地改良事業の工事の完了(二件・嶺南振興局)……………一五

選挙管理委員会告示

- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(一三)……………一五
- 政治団体の解散の届出(一四)……………一八
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(一五)……………一八
- 資金管理団体でなくなった旨の届出(一六)……………一九
- 福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の訂正(一七)……………一九

公安委員会規則

- ※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則(三・地域指導課)……………二一

規 則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和六年三月十二日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第一号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年福井県条例第四十二号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月十六日とする。

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和六年三月十二日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二号

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和五年福井県条例第四十四号）の施行期日は、令和六年三月十六日とする。

告示

福井県告示第90号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
特別養護老人ホーム 五岳園
- 事業所の所在地
鯖江市漆原町20号8番地
- 事業者の名称
社会福祉法人日野会
- 登録年月日
令和6年4月1日
- サービスの種類
介護老人福祉施設
- 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 登録番号
181110343

福井県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
精神通院医療	薬局所在地	有限会社山下薬局	小浜市駅前町6番27号	小浜市駅前町6番27号	小浜市小浜菟田24

福井県告示第92号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条および第25条ならびに福井県国民健康保険条例（平成29年福井県条例第30号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条および第20条に規定する知事が定める数を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令第10条等に規定する知事が定める数（令和5年福井県告示第81号）は、令和6年3月31日をもって廃止する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 省令第10条の規定に基づき、知事が定める一般納付金基礎額調整係数
0.9780042118194
- 2 省令第16条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
0.999999998184
- 3 省令第25条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数
0.9999999926511
- 4 条例第10条の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数
1
- 5 条例第12条の規定に基づき、知事が定める一般納付金所得係数
1.0024221189227
- 6 条例第14条の規定に基づき、知事が定める一般納付金被保険者均等割指数
0.7
- 7 条例第15条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数
1.0042085550117
- 8 条例第17条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等

割指数

0.7

9 条例第18条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金所得係数

1. 0.592440957031

10 条例第20条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数

0.7

福井県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、令和6年2月26日付けで九頭竜川鳴鹿土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

1 合併後存続し、および定款を変更する土地改良区の名称

九頭竜川鳴鹿土地改良区

2 合併により解散する土地改良区の名称

高橋用水土地改良区

3 合併日

令和6年3月31日

福井県告示第95号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

福井市神当部町13字向山口7、味見河内町5字大原64、65、67

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第96号

一般県道敦賀駅東線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和6年3月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	敦賀駅東線	敦賀市津内109号南国 広1番6から 敦賀市若泉町94番まで	令和6年 3月16日

福井県告示第97号

一般県道徳光福井線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年3月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	徳光福井線	福井市徳光町31字摺鉢25番3から福井市上河北町30字小深田8番5まで	令和6年3月15日

福井県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称
越前市
- 2 都市計画事業の種類および名称
丹南都市計画下水道事業
越前市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和45年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

福井県告示99号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市公園の名称
福井城址公園
- 2 都市公園の位置
福井市大手3丁目1802番

3 都市公園の位置

- (1) 概要
既開設区域4.6haに今回0.25haを加える。
- (2) 図面
省略し、福井県土木部都市計画課にその関係図面を備え置いて縦覧に供する。
- 4 供用開始の期日
令和6年3月14日

福井県告示第100号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
株式会社平田不動産
小浜市四谷町9番18号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
小浜市四谷町9番18号

福井県告示第101号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
株式会社オアシス
小浜市雲浜1丁目8番8号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
小浜市雲浜1丁目8番8号

福井県告示第102号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月12日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
越前市高瀬1丁目32番20号

株式会社住みかえ情報館

代表取締役 林 洋三

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
小浜市生守10号上羽座 60番4	6.00	44.00

福井県告示第103号

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示
物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等(昭和42年福井県告示第27号)の一部を次のように改正する。

第5条中「競争入札資格審査通知書」を「競争入札参加資格審査通知書」に改める。
様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条、第6条関係)

第 年 月 日

競争入札参加資格審査通知書

代表者名 様

福井県知事

先に提出された競争入札参加資格審査申請書(記載事項変更届)および添付書類に基づき
資格審査を行った結果、あなたの資格を次のとおり決定しました(資格がないものと決定し
ました)(変更しました)。

記

債権債務者番号	資格の有効期間	年	月	日	から	年	月	日まで
営業種目(希望種目)	第1希望							
	第2希望							
	第3希望							
発注基準額								百万円

理由(資格がない場合)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年3月18日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施する中で、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名
首都圏北部をターゲットとした巡回キャラバン業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
 - (3) 業務内容
ア 観光物産プロモーション
イ 地域イベント等への出展
ウ PR活動
 - (4) 履行場所
首都圏北部5県（埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県）
- 2 企画提案書を提出できる者の要件
次の要件を満たす者であること。
- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。
ただし、後段3(3)に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (5) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- 3 手続等
- (1) 業務担当課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階
福井県東京事務所 担当 山田
電話 03-5212-9074
FAX 03-5212-9076
E-mail tokyo@pref.fukui.lg.jp
 - (2) 説明会の実施の有無
説明会は実施しないが、業務内容の詳細等については、福井県東京事務所のホームページからダウンロードすることができる。
(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokyo/index.html>)
 - (3) 応募登録票の提出期限、場所および方法
企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。
 - ① 提出書類
応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。
・競争入札参加資格通知書の写し
競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。
 - ② 提出期限
令和6年3月22日（金）17時45分
 - ③ 受付時間
令和6年3月12日（火）から同年3月22日（金）の9時00分から17時45分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

上記(1)まで郵送またはメールすること（提出期限までの到達が必須）。

⑤ 受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和6年3月27日（水）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

① 提出書類

- ・様式2 1部
- ・企画提案書 10部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要
※業務内容に関する具体的な企画案、活動成果（目標）、実施スケジュール、業務実施体制、企画提案者の概要、実績、参考見積、再委託の有無について記載すること。

② 提出期限

令和6年4月22日（月）12時00分

③ 受付時間

令和6年3月12日（火）から同年4月22日（月）の9時00分から17時45分まで

（※4月22日（月）は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

上記(1)まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須）なお、提出された書類は返却しない。

(5) 質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記(1)までメールもしくはFAXにて送付すること。

① 受付期間

令和6年3月12日（火）から同年4月15日（月）まで
ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

② 質問に関する回答

質問に対する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

4 審査方法

次の手順による。

(1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和6年4月下旬に東京事務所にて実施予定であり、日程は別途通知する。

(2) 県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

(3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

5 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

6 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。

(3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。

(4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。

(6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

(7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。

(9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること。

(10) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。

(11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。

(12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づき契約手続の完了までは、県との契約関係を生じるものではない。

7 Summary

(1) Subject

Fukui caravan activity targeting the northern metropolitan area

(2) Deadline for the submission of proposals

- 5:45PM 22th March 2024
 (3) Contact point for the notice
 Tokyo office Fukui prefectural government 10F prefectural assembly hall 2-6-3
 Hirakawa-cho Chiyoda-ku Tokyo, Japan 102-009
 Tel +81 3 5212 9074

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定に基づき、令和6年度製菓衛生師試験を実施するので、福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号）第5条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

1 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 中学校卒業以上で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者
- (2) 中学校卒業以上で、2年以上菓子製造業に従事した者

【受験資格の特例】

製菓衛生師法施行（昭和41年12月26日）の際、現に菓子製造業に従事していた者（中学校卒業者を除く。）で、菓子製造業に従事していた期間が、製菓衛生師法施行の日において3年を超えているものまたは同法施行の日後3年を超えるに至ったもの

2 試験の期日等

令和6年6月30日（日）
 13時から15時まで

3 試験の場所

越前市瓜生町5-1-1
 サンドーム福井

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 製菓理論および実技に関する筆記試験

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級または2級の技能検定に合格した者は、試験

科目のうち製菓理論および実技の受験免除を受けることができる。

5 願書配布

- (1) 配布期間
 令和6年3月12日（火）から同年4月26日（金）まで
 （8時30分から17時15分まで。土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 配布場所
 福井市保健所、県各健康福祉センターまたは県健康福祉部健康医療局
 医薬食品・衛生課

なお、受験願書等の様式は、福井県のホームページからダウンロード可能。

6 受験手続

- (1) 受付期間
 令和6年4月15日（月）から同年4月26日（金）まで
 （8時30分から17時15分まで。土曜日、日曜日を除く。）
 郵送による申込みの場合、令和6年4月26日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- (2) 提出先

県内在住者は、当該住所を管轄する県各健康福祉センターまたは福井市保健所、県外在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出する。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所 生活衛生課 〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、若狭町（旧三方町）	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町）	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外在住者	福井県健康福祉部健康医療局 医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354

(3) 提出書類

ア 製菓衛生師試験受験願書（以下「受験願書」という。）

イ 製菓衛生師養成施設の卒業証明書または2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類

ウ 履歴書

エ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）

オ 菓子製造技能士1級または2級の資格を有する者は、受験願書提出の際、受付に菓子製造の技能検定1級または2級の合格証書を提示すること。

7 受験手数料および納付方法

(1) 受験手数料

9,400円

(2) 納付方法

福井県収入証紙または手数料納付システムによる納付

8 合格発表

(1) 発表日時

令和6年7月30日（火）10時00分

(2) 発表方法

ア 県庁1階掲示板、県各健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示（令和6年8月30日（金）17時15分まで）

イ 県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課ホームページに合格者の受験番号を掲載（令和6年8月30日（金）17時15分まで）

ウ 福井県報に合格者の受験番号を登載

エ 合格者には合格した旨を通知

9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について提供を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点のみ情報を提供する。

(1) 提供期間

令和6年7月30日（火）から同年8月30日（金）まで

（8時30分から17時15分まで（初日は10時00分から）。土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 提供場所

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 提供時に必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス福井羽水店

福井県福井市板垣五丁目1501番 外10筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福井市博多区博多東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福井市博多区博多東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年10月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,337㎡

6 駐車場の収容台数 44台

7 駐輪場の収容台数 9台

8 荷さばき施設の面積 40㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量 11.2㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- 1 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 1 4 届出のあった日
令和6年2月15日
- 1 5 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
福井市商工労働部商工振興課
- 1 6 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 1 7 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

鯖江東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年2月2日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	笠嶋 文夫	鯖江市舟枝町6-20
〃	橋本 良範	鯖江市橋立町4-76
〃	石黒 利美	鯖江市川島町17-21-11
〃	斉藤 英人	鯖江市川島町26-76
〃	水嶋 和夫	鯖江市戸口町20-29
〃	山岸 長穂	鯖江市乙坂今北町6-5-1
〃	岸下 幸夫	鯖江市吉谷町46-11
〃	堀 照行	鯖江市松成町5-81
〃	襄輪 隆治	鯖江市落井町40-5
〃	堀井 和夫	鯖江市上戸口町84-50
〃	中村 嘉美	鯖江市中戸口町18-19
〃	荻原 三郎	鯖江市磯部町2-19-1

令和6年3月12日（火）

鯖江東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年2月3日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	笠嶋 文夫	鯖江市舟枝町6-20
〃	橋本 良範	鯖江市橋立町4-76
〃	酒井 俊一	鯖江市川島町26-110
〃	石黒 新	鯖江市川島町31-14
〃	定政 秀伸	鯖江市戸口町28-14-1
〃	今宮 義治	鯖江市乙坂今北町11-5-1
〃	岸下 幸夫	鯖江市吉谷町46-11
〃	堀 照行	鯖江市松成町5-81
〃	襄輪 隆治	鯖江市落井町40-5
〃	室賀 典夫	鯖江市上戸口町27-10
〃	植村 弘幸	鯖江市中戸口町19-9
〃	荻原 三郎	鯖江市磯部町2-19-1
〃	齋藤 一巳	鯖江市中野町10-32
〃	齋藤 秀夫	鯖江市中野町17-5
〃	吉田 誠	鯖江市中野町21-8
〃	山田 昌徳	鯖江市中野町37-35

〃	齋藤 一巳	鯖江市中野町10-32
〃	齋藤 秀夫	鯖江市中野町17-5
〃	吉田 誠	鯖江市中野町21-8
〃	山田 昌徳	鯖江市中野町37-35
〃	辻本 正	鯖江市中野町58-38-1
〃	渡辺 義憲	鯖江市中野町110-5
〃	堀 克行	鯖江市中野町177-33
〃	飯田 清夫	鯖江市中野町210-7
監事	大谷 修一	鯖江市橋立町4-73
〃	酒井 一榮	鯖江市川島町32-32
〃	辻岡 政幸	鯖江市乙坂今北町2-31
〃	青木 克己	鯖江市中戸口町15-3
〃	宇野 英明	鯖江市中野町46-16

鯖江東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年2月3日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

〃	辻本 和憲	鯖江市中野町202-4-1
〃	渡辺 義憲	鯖江市中野町110-5
〃	堀 克行	鯖江市中野町177-33
〃	飯田 清夫	鯖江市中野町210-7
監 事	瀬戸川信之	鯖江市舟枝町4-11
〃	斉藤 秀僚	鯖江市川島町34-14-1
〃	橋本 正樹	鯖江市落井町28-35
〃	山崎 忠夫	鯖江市磯部町2-35-2
〃	宇野 英明	鯖江市中野町46-16
〃	高野 章	鯖江市中野町13-12

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、福井県都市計画公聴会規則（昭和44年福井県規則第43号）第3条第1項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

1 公聴会に係る都市計画の種類

以下の都市計画区域の整備、開発および保全の方針改定（案）（以下「都市計画区域マスタープラン改定（案）」という。）

- ① 福井都市計画区域
 - ② 嶺北北部都市計画区域
 - ③ 丹南都市計画区域
 - ④ 織田都市計画区域
 - ⑤ 大野都市計画区域
 - ⑥ 勝山都市計画区域
 - ⑦ 敦賀都市計画区域
 - ⑧ 小浜上中都市計画区域
 - ⑨ 美浜都市計画区域
 - ⑩ 高浜都市計画区域
 - ⑪ 三方都市計画区域
- 2 期日、時間および場所

都市計画区域名	期 日	時 間	場 所
嶺北地域	3月30日 (土)	午前10時から	福井市下六条町14-1
		午前11時から	福井県生活学習館(映像ホール)
		午後2時から	勝山市元町1丁目5番6号
嶺南地域	3月31日 (日)	午後3時から	勝山市教育会館(第3研修室)
		午後6時から	越前市府中1丁目13-7
		午後7時から	越前市生涯学習センター(eホール)
美浜	3月31日 (日)	午前10時から	敦賀市新松島町22番48号
		午前11時から	松原公民館(ホール)
		午後2時から	小浜市大手町4-1
小浜上中	3月31日 (日)	午後3時から	小浜市大手町4-1
		午後4時から	働く婦人の家(大会議室)
		午後4時から	

3 公述の申出の方法

公述の内容は、当該都市計画区域マスタープラン改定（案）に限る。

また、公聴会において意見を述べることができる者は、当該都市計画区域に居住する（利害関係を有する。）者とし、意見を述べようとする場合は、公述申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 提出先

- 福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

(2) 提出期限

- ・嶺北地域の都市計画区域マスタープラン改定（案）
令和6年3月26日（火）まで
（午後5時までに必着のこと。）
- ・嶺南地域の都市計画区域マスタープラン改定（案）
令和6年3月27日（水）まで
（午後5時までに必着のこと。）

なお、同種の趣旨の意見が多数ある場合は、公述人の数および公述の時間を制限することがある。

また、公述の申し出がない場合は、公聴会を中止する。

4 事案の概要

「都市計画区域マスタープラン」は、都市を取り巻く社会情勢の変化、都市の課題等をふまえ、概ね20年後における都市の将来像の実現に向けて、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方向性を示す計画である。

北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通など今後の社会情勢の変化をふまえ改定する。

5 縦覧期間

- ・ 嶺北地域の都市計画区域マスタープラン改定(案)
令和6年3月12日(火)から令和6年3月26日(火)まで
- ・ 嶺南地域の都市計画区域マスタープラン改定(案)
令和6年3月12日(火)から令和6年3月27日(水)まで

6 縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課
 - (2) 都市計画区域を有する各市町都市計画担当課
 - (3) 福井県土木部都市計画課ホームページ
- 7 公聴会に関する問合せ先
福井県土木部都市計画課
0776-20-0498

別記様式

公述申出書

令和6年3月 日()に開催される都市計画区域マスタープラン(都市計画区域)改定(案)に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

令和6年3月 日

福井県知事 杉本 達治 様

公述申出人

住 所

電話番号

氏 名

意見の要旨 別紙のとおり(注)

(注) 意見の要旨およびその理由を400字程度にまとめてください。
楷書で明瞭に記してください。

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
美浜地区
- 2 土地改良事業の名称
暗渠排水（中山間地域総合整備）事業
- 3 工事が完了年月日
令和4年12月10日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
美浜地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業
- 3 工事が完了年月日
令和5年3月24日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年4月1日	加藤伊平後援会	平野 秀雄	代表者 平野 秀雄 会計責任者 加藤 文代	梅木 隆治 加藤 智	
令和5年5月12日	全日本不動産政治連盟福井県本部	西 和成	代表者 西 和成	吉田 啓司	
令和5年5月13日	日本司法書士政治連盟福井県会	福田 敏弘	代表者 福田 敏弘 会計責任者 中尾 亨	中川 國基 前田 公孝	
令和5年7月28日	たきなみ宏文清水地区後援会	谷口 新吾	主たる事務所の所在地 福井市清水山町65-68-1 代表者 谷口 新吾 会計責任者 藤田 諭	福井市片山町47-19 松原 為治 松原 為治 松原 為治	
令和5年8月31日	カワセ一治後援会	高橋 匠	代表者 高橋 匠	山口 一郎	
令和5年8月31日	ツルガを愛する会	高橋 匠	代表者 高橋 匠	山口 一郎	
令和5年9月8日	電機連合福井政治活動委員会	高田 浩平	会計責任者 山田 佐智生	小林 一	
令和5年10月26日	福井を元気にする会	黒川 寿一	主たる事務所の所在地 福井市開発1-1506-1	福井市成和1-1120	
令和5年12月20日	奈良俊幸吉野地区後援会	近藤 敏勝	主たる事務所の所在地 越前市片屋町52-11	越前市片屋町17-26	
令和5年12月26日	山崎正昭春江町後援会	渡辺 竜彦	会計責任者 三谷 勇二 主たる事務所の所在地 坂井市春江町江留上本町3-12 代表者 渡辺 竜彦	直江 直規 坂井市春江町藤鷲塚17-2 富田 康彦	
令和6年1月1日	たきなみ宏文一乗・東郷地区後援会	佐々木 教幸	主たる事務所の所在地 福井市脇三ヶ町29-11-1	福井市中毘沙門町8-2	

			代表者	佐々木 教幸	渡邊 重紀
			会計責任者	佐々木 教幸	吉村 匡弘
令和6年 1月1日	たきなみ宏文越前 町後援会	青柳 良彦	主たる事務 所の所在地	丹生郡越前町西田中8 -44-1	丹生郡越前町西田中 11-17
			代表者	青柳 良彦	安井 賢二
令和6年 1月1日	福井県ビルメンテナ ンス政治連盟	杉田 剛彦	主たる事務 所の所在地	福井市三ツ屋1-617	福井市里別所新町 505
			代表者	杉田 剛彦	木下 雅俊
令和6年 1月5日	永平寺町「えにし 会」	酒井 圭治	代表者	酒井 圭治	田中 健一
令和6年 1月11日	しろの庄一後援会	赤星 豊	代表者	赤星 豊	小山 喜一
令和6年 1月15日	浦谷りかこ後援会	浦谷 隆勢	主たる事務 所の所在地	小浜市宇久6-9	小浜市大手町7-2
令和6年 1月16日	まさおか輝雄後援 会	松木 憲司	会計責任者	牧岡 智恵子	倉谷 克巳
令和6年 1月22日	福井県民主教育政 治連盟	山本 正雄	会計責任者	山本 正雄	山中 良晃
令和6年 1月24日	「ともみ組」青年隊	稲木 昭太	代表者	稲木 昭太	板倉 雄一
令和6年 1月27日	翔山会	西尾 正広	代表者	西尾 正広	松田 七男
令和6年 1月27日	りえらん後援会	李 江嵐	会計責任者	吉田 順一	加藤 晃子
令和6年 2月1日	河島浩彦後援会	河島 信義	代表者	河島 信義	堀口 克博
令和6年 2月1日	久親会	大嶋 一英	会計責任者	和田 宏一	中西 佐保
令和6年 2月3日	西畑ちさよ後援会	小宮 純子	代表者	小宮 純子	高嶋 澄江
令和6年 2月5日	森かよこ後援会	森 かよ子	代表者	森 かよ子	朝井 直正

			会計責任者	森 かよ子	森 祥祐介
令和6年 2月15日	高井まさはる後援 会	高井 正春	主たる事務 所の所在地	福井市二の宮2-6-11	福井市松本4-15-5
令和6年 2月16日	森よしはる後援会	森 嘉治	主たる事務 所の所在地	坂井市丸岡町舟寄 10-3-26	坂井市丸岡町舟寄 77-4
令和6年 2月18日	福井亀山会	安土 忠義	会計責任者	牛嶋 正一	神田 芳明
令和6年 2月19日	朝陽社	森川 照男	会計責任者	森川 照男	杉本 浩之

福井県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年3月31日	北村しんじ後援会	山口 一夫
令和5年3月31日	林正男後援会	寺川 祐二
令和5年12月20日	泉かずや後援会	泉 和弥
令和5年12月28日	稲田朋美永平寺地区後援会	沢山 重成
令和5年12月28日	稲田朋美上志北地区後援会	高藤 則男
令和5年12月29日	池尾正彦後援会	上田 俊彦
令和5年12月31日	石川栄一後援会	堤 利市
令和5年12月31日	志友会	立石 武志
令和5年12月31日	自由民主党清水支部	藤田 諭
令和5年12月31日	立石武志後援会	木原 征次
令和5年12月31日	チャレンジのと恵子応援団	赤崎 嘉一
令和5年12月31日	ふちかみ隆信後援会	籠 正義
令和5年12月31日	隆和会	測上 隆信
令和6年2月21日	松下敬一後援会	松下 敬一

福井県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に

より、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年1月9日	堀居 哲郎	堀居哲郎を応援する会	公職の種類	福井県議会議員	敦賀市議会議員

福井県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	政治団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
泉 和弥	泉かずや後援会	令和5年12月20日
立石 武志	志友会	令和5年12月31日
洲上 隆信	隆和会	令和5年12月31日
松下 敬一	松下敬一後援会	令和6年2月21日

福井県選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和5年福井県選挙管理委員会告示第113号）の一部を次のように訂正する。

令和6年3月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

高井正春の選挙運動に関する収支報告書要旨（第1回報告分）の「3 報告書の要旨」のうち

「(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本維新の会 巧友会	政党 政治団体	600,000円 100,000円
「(氏名・団体名) 福井維新の会 高井まささはる後援会	(職業) 政党 政治団体	(寄附額) 600,000円 100,000円

を
」に改める。

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和六年三月十二日
 福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第三号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則
 交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則（昭和五十四年福井県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、次の表のとおりとする。

交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、次の表のとおりとする。

所	同小 浜警察署			栗野交番	所管区	同越 前警察署		同敦 賀警察署		名称	位置	所管区
	野木駐在所	名田庄駐在所	(略)			美浜交番	敦賀市白銀町	(略)	(略)			
野木駐在所	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町	敦賀市白銀町	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町
三方上中郡若狭町玉置	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町	敦賀市白銀町	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町

所	同小 浜警察署			栗野交番	所管区	同越 前警察署		同敦 賀警察署		名称	位置	所管区
	野木駐在所	名田庄駐在所	(略)			美浜交番	敦賀市鉄輪町一丁目	(略)	(略)			
野木駐在所	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町	敦賀市鉄輪町一丁目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町
三方上中郡若狭町玉置	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町	敦賀市鉄輪町一丁目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市のうち 白銀町、清水町二丁目、鉄輪町一丁目、鉄輪町二丁目、津内町三丁目、東洋町、本町二丁目、舞崎町、舞崎町二丁目、布田町、木ノ芽町、若泉町、本町一丁目、清水町一丁目、国広町

この規則は、令和六年三月十四日から施行する。ただし、第一号の表同小浜警察署の部野木駐在所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

二 (略)		
(略)	所	遠敷駐在
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	野 兼田、武生、玉置、上野木、中野木、下野木 小浜市のうち 竹長、加茂、新保、大谷、本保、池河内、門前、三分一、四分一、東市場、上野、太興寺、平
二 (略)		
(略)	所	遠敷駐在
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	野 兼田、武生、玉置、上野木、中野木、下野木 小浜市のうち 竹長、加茂、新保、大谷、本保、池河内、門前、三分一、四分一、東市場、上野、太興寺、平